



島根県報

平成21年9月11日（金）

第2,119号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（地 域 福 祉 課）	2
土地改良区の清算人の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により森林整備加速化・林業再生事業補助金の交付の対象等を定める告示	（林 業 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	6

【公 告】

砂利採取業務主任者試験の実施	（河 川 課）	6
----------------	---------	---

【特定調達公告】

デジタル図化システム機器の購入に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	7
-----------------------------	-----------	---

【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定		9
--	--	---

【正 誤】

平成21年2月20日付け島根県報号外第19号中	（道 路 維 持 課）	10
-------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第655号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人財団 公仁 会	松江市鹿島町名分 243-1	訪問介護	医療法人財団 公仁 会 訪問介護ステー ション たんぼぼ	松江市鹿島町名分 243-1	平成21年 8月31日
医療法人財団 公仁 会	松江市鹿島町名分 243-1	介護予防訪問 介護	医療法人財団 公仁 会 訪問介護ステー ション たんぼぼ	松江市鹿島町名分 243-1	平成21年 8月31日

島根県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成21年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市富山町才坂土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

田中 一成 大田市富山町才坂1489-4

大谷 毅 大田市富山町才坂250

錦織 忠明 大田市富山町才坂426-3

竹下 明 大田市富山町才坂63

竹下 正也 大田市富山町才坂120-1

島根県告示第657号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、森林整備加速化・林業再生事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成21年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県森林整備加速化・林業再生事業補助金

2 交付の目的

間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等で

の地域材利用の促進等の事業を補助し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることを目的とする。

3 補助金の交付の対象となる事業等

交付の対象となる事業		対象となる経費	交付の率等	補助事業者の範囲
1	地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	協議会の開催、事業計画書の作成、地域材利用拡大等普及活動等に要する経費	10分の10以内	地域協議会
2	間伐等	除間伐等の実施及び作業路網の整備及び関連条件整備活動に要する経費	1ヘクタール当たり250,000円以内において知事が別に定める額以内	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人（以下「森林整備法人」という。）、林業公社、林業経営体その他知事が認めるもの（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条の規定により作成した特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）に間伐実施主体として定められた者に限る。）
3	林内路網整備	中核作業道の整備及び関連条件整備活動に要する経費	1メートル当たり50,000円以内において知事が別に定める額以内	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業公社、施業受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立するとともに、取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域に公表している事業者をいう。以下同じ。）、特定間伐等促進計画に実施主体として定められた者その他知事が認めるもの
	基幹作業道整備	基幹作業道の整備及び関連条件整備活動に要する経費	1メートル当たり14,000円以内において知事が別に定める額以内	
	作業路整備	作業路の整備及び関連条件整備活動に要する経費	1メートル当たり2,000円以内において知事が別に定める額以内	
4	森林境界の明確化	間伐等の実施に向けた森林境界の明確化を行うのに要する経費	1ヘクタール当たり45,000円以内において知事が別に定める額以内	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業者その他知事が認めるもの
5	里山再生対策	侵入竹の除去	1ヘクタール当たり300,000円以内において知事が別に定める額以内	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業公社、林業経営体その他知事が認めるもの
		森林病害虫防除	1立方メートル当たり40,000円以内において知事が別に定める額以内	
		広葉樹林地ごしらえ、苗木	1ヘクタール当たり500,000円	

	等の再生	代、植え付け等に要する経費	以内において知事が別に定める額以内。ただし、附帯施設整備については、1ヘクタール当たり300,000円以内において知事が別に定める額以内。		
	修景等環境保全	枝葉等除去、林内美化活動等に要する経費	1ヘクタール当たり125,000円以内において知事が別に定める額以内		
6	高性能林業機械の導入	高性能林業機械の導入に要する経費	素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画）1,000立法メートル当たり2,000千円とし、その助成額の上限は購入価格の2分の1とする。	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業者、森林整備法人、林業公社、施業受託者、流域林業活性化センターその他知事が認めるもの	
7	木材加工流通施設等整備	ストックポイント整備	山元貯木場などの林業生産施設の整備に要する経費	2分の1以内	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるもの
		間伐材等加工流通施設整備	木材処理加工、木材集出荷販売、森林バイオマス等再利用促進などの施設の整備に要する経費		
		木質バイオマス加工流通施設等整備	木質バイオマス加工流通施設等の整備に要する経費	加工施設については、年間（生産）加工量1立法メートル当たり7,000円。保管施設については、年間取扱量1立方メートル当たり5,000円以内。取扱量等の設定が困難な場合は、事業費の2分の1以内。	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの
8	木造公共施設等整備	木造公共施設等の整備に要する経費	新築工事の場合、工事費（木材費を除く。）については、床面積1平方メートル当たり135,000円以内。内装工事の場合、工事費（木材費を除く。）については、床面積1平方メートル当たり45,000円以内。また、工事費に加えて木材費として地域材利用量として1立方メートル当たり	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、地方公共団体の組合、一部事務組合、社会福祉法人、医療法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの	

		50,000円以内。	
9 木質バイオマス利用施設等整備	ペレットストーブ、木質資源利用ボイラー、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に要する経費	燃料用チップ等の年間利用量（原木換算）1立方メートル当たり50,000円以内	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの
10 特用林産施設整備	特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等の整備に要する経費	2分の1以内	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、竹材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人及び地方林業団体協議会その他知事が認めるもの
11 間伐材安定供給コスト支援	燃料用間伐材を伐採・搬出・運搬等のコストに見合う価格で安定的に取引するために要する経費	1年目については、間伐材買入量1立方メートル当たり3,000円以内。 2年目については、間伐材買入量1立方メートル当たり1,500円以内。	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの
12 流通経費支援	安定取引協定に基づく間伐材の運搬に要する経費	運搬距離が道程で、概ね50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は1,000円以内、概ね100キロメートル以上の場合は2,000円以内とする。 2年目については、1年目の半額以内とする。	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者等の協業体、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、林業事業体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人（木材流通業を営むものを含む。）その他知事が認めるもの
13 地域材利用開発	地域材の需要拡大及び地域材を使った製品等の生産性の向上を図ることを目的とする製品開発・商品開発に要する経費	10分の10以内（上限は、3,000万円とする。）	地域協議会の構成員のうち、住宅生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認めるもの

備考

- 1 地域協議会とは、各地域における補助事業の効果的な実施のため、間伐等の森林整備の加速化や林業・木材産業再生に向けた課題解決、間伐材等の供給及び需要の調整、補助事業の円滑な実施のための調整等を行うことを目的として設置されるもので、その構成員は、補助事業を実施する各地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等であるものをいう。

- 2 中核作業道とは、林道等から分岐して開設され、主として車両が利用する全幅3.5メートル程度の道をいう。
- 3 基幹作業道とは、林道等から分岐して開設され、主として車両が利用する全幅3.0メートル程度の道をいう。
- 4 作業路とは、作業道等から分岐して開設され、主として林業機械が利用する道をいう。
- 5 スtockポイントとは、山元での木材の仕分け等を行う集積場等をいう。
- 6 安定取引協定とは、林業事業体と製材工場等が締結した間伐材等の安定的な取引を実施するための協定をいう。

4 利子補給金の交付の対象となる経費等

交付の対象となる経費	交付の額	補助事業者の範囲
林業事業体、地域材を利用する法人等が行う間伐材の安定供給協定の実施に資する立木・素材等の調達や資金回収期間の長期化等に対応するための経費に充てるための借入金に対する利子	借入金の残高に借入金の年利率（年3パーセントを超えるものについては、年3パーセントとみなす。）を乗じて得た額の3分の2以内とする。	地域協議会の構成員のうち、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者等の協業体、林業者等の組織する団体、地方公共団体が出資する法人、林業事業体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人（木材流通業を営むものを含む。）その他知事が認めるもの

備考 安定供給協定とは、林業事業体と製材工場等が締結した間伐材等の安定的な供給を実施するための協定をいう。

島根県告示第658号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市掛合町入間1205-11
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成21年9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験の日時
平成21年11月13日（金）午前10時から12時まで
（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）
- 2 試験会場
大田市大田町大田イ1-3
島根県大田集合庁舎 2階会議室
- 3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票にはり付けること。
（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成21年10月9日（金）から平成21年10月23日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成21年10月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成21年11月27日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-5499）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年 9 月11日

島根県警察本部長 大 橋 亘

1 入札の内容

(1) 入札の件名及び数量等

ア 入札の件名

デジタル図化システム機器の購入

イ 数量等

- ・デジタル解析図化装置 1式
- ・デジタルステレオカメラ装置 4式

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成22年 3 月31日 (水)

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「4 機械器具類」、中分類「(6)光学計測機器」に登載されている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26-0110 内線2235 又は 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から平成21年10月20日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

(交付時間は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。)

(3) 郵送による入札書の提出期限

郵送により入札書を提出する者は、書留郵便で二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨朱書し、中封筒に入札件名を記載して、平成21年10月26日正午までに、上記3の(1)の場所へ提出しなければならない。

(4) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 平成21年10月26日(月)午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階 第一小会議室

ウ 開札 即時開札

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(5) 入札説明会

行わない。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明及び補正を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender : Purchase of the Digital photogrammetric analysis system equipment

(2) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital photogrammetric analysis system 1 set ,
Digital stereo camera system 4 sets

(3) Delivery location : According to the bid explanation form

(4) Delivery period : 31st March, 2010

(5) Date and time of calling for tender : At 14:00 on 26th October, 2009

(6) Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural
Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan

〒690-8510 Tel : 0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成21年8月27日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（平成20年島根県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

平成21年 9月11日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

島根県病院局の職員が結成し、又は加入する島根県病院局職員労働組合については、当該病院局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 課長 調整監
中央病院	病院長 医療情報化管理者 副院長 局長 室長（図書室長を除く。） 次長 診療部長 看護部長 総務経営部長 部長（科を統括する者に限る。） 科長 総務グループ課長 給与グループ課長
こころの医療センター	病院長 副院長 局長 医療技術部長 次長 室長 薬剤科長 総務企画グループ課長

正 誤

平成21年 2月20日付け島根県報号外第19号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
3	島根県告示第109号の表中	13.00～ 25.00	13.00～ 30.00